

静岡産業大学全学教学委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学に全学教学委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、大学の教学マネジメントに関する重要事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学教育に係る全学的な方針に関すること
- (2) 各学部の教育課程の編成、運営に係る調整に関すること
- (3) その他全学の教学に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 学長補佐
- (4) 学 部 長
- (5) 学生部長
- (6) 教務委員長
- (7) 就職委員長
- (8) 大学事務局長
- (9) 大学事務局次長
- (10) 大学事務局入試課長
- (11) 大学事務局学務課長
- (12) 大学事務局キャリア支援課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、大学事務局学長室において行う。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改 正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条（組織）第10号については、平成29年4月1日から適用し、平成28年度中は「大学事務局入試広報課長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。